

## 「放送用周波数使用計画の一部変更案」に対し提出された御意見と総務省の考え方

【意見募集期間：平成21年9月2日(水)～10月1日(木)】

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>意見 変更案に賛成いたします。</p> <p>理由 多摩デジタル中継局のエリアについて、東京タワーの電波を測定した結果、一部地域を除き東京タワーでカバーされていることが判明しました。当該一部地域については小規模中継局を設置し、エリアカバーすることを検討しております。また、多摩デジタル中継局の廃止により八王子地区に発生するデジタル混信を防止することができます。</p> <p style="text-align: right;">【東京メトロポリタンテレビジョン(株)】</p>	<p>本件の変更案を支持する御意見として承ります。</p>
2	<p>隣接する県域放送事業者として、多摩地区における当変更案は適切だと考えます。</p> <p>また、今後とも県域放送免許制度を維持することを確認していただき、その主旨に基づいたデジタル局の整備計画をすすめていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ神奈川】</p>	
3	<p>東京タワーから送信されている親局(東京デジタル局)の現送信諸元で、多摩地域の一部地区を除くほとんどの地区で地上デジタル放送の受信が可能と判明しているため、当変更案は適切だと考えます。</p> <p>また、今後とも県域放送免許制度を維持することを確認していただき、その主旨に基づいたデジタル局の整備計画を進めていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ埼玉】</p>	
4	<p>私は、横浜市に居住し、現在、アナログテレビを、多摩地域に設置されているアナログテレビの中継局の電波により視聴しています。私の住居は、丘陵地の西斜面にあり、もともと東京タワーの電波が受信できないため、対策事業者をお願いして、多摩アナログ局を受信するために、ブースター付のUHFアンテナを設置していただいたものです。9/1付けの放送用周波数使用計画の一部変更案に関する意見募集文書の変更理由によれば、多摩地域での地上デジタル方法の電波測定の結果により、変更案が提出された模様ですが、上述しましたように、多摩地域以外からも、同中継局を利用しているケースは近隣にも散見され、変更案が実施された場合、視聴不能になる可能性があり、懸念いたしております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の放送用周波数使用計画の改正案につきましては、東京都における県域放送を行う一般放送事業者に係る変更です。これは、県域放送を行う一般放送事業者が多摩デジタル局を計画どおりに置局した場合、デジタル混信が八王子市内の一部に発生するおそれがあることから、変更を必要とするものです。</p> <p>関東広域圏の放送については、既に平成20年2月に多摩デジタル局の計画が廃止されており、今回の変更により、多摩地域及びその周辺地区の一部における地上デジタル放送は、東京タワーの親局及び全社が相乗りした小規模なデジタル中継局が来年度に別途整備されることでカバーされることとなります。</p>